主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の趣意は、申立人代理人上田誠吉ら共同作成名義の抗告申立書に記載されているとおりであるから、これを引用する。

一被疑者A、同Bについて

所論は、要するに、原決定の示した刑法一九三条(公務員職権濫用罪)の解釈を非難し、ことに、原決定が、公務員の職権濫用行為に関し、「相手方において職権の行使であることを認識でき得る外観を備えたものでなければならない。」とした点につき、このような職権行使の外観を備えることは構成要件上要求されていないからその判断は誤りであり、ひいて、本件盗聴行為が請求人はもとより何人にも覚知されないよう密かに行われたもので公務員職権濫用罪には該当しないとした原決定には公務員職権濫用罪の解釈適用を誤つた違法があり、取消しを免れない、というのである。

そこで記録を調査して検討すると、関係証拠によれば、本件事実関係は原決定が詳細判示するとおりであることが認められ、これると、被疑者A、同Bは不会にあるとのであるまりである第一課所属の警察ではしてである時間の情報の情報を指導の収集に関いてものである時間である。他の警察では、一年のでは、「日本のでは

〈要旨第二〉これを本件についてみるに、被疑者A、同Bが他の警察官と共謀のうえなした本件盗聴行為は、〈/要旨第二〉前記のとおりであり、行為の相手方である請求人の意思に働きかけ、これに影響を与える職権行使の性質を備えていないから、これが公務員職権濫用罪の構成要件に該当しないことは明らかである(右被疑者らの本件盗聴行為は電気通信事業法一〇四条に該当し、同条によつて処断されるべきである。)論旨は理由がない。

二 被疑者D、同Fについて

所論は、要するに、原決定は、本件盗聴行為を警察官の組織的犯行であると認定し、かつ被疑者D、同Fがアジトへの出入りやその賃貸借契約書の捺印などに関与した形跡を認めながら、右被疑者両名について、被疑者A、同Bらとの本件共謀関係を否定したのは、事実認定における経験則に照らし到底首肯し得ないものであつ

て取消しを免れない、というのである。 そこで検討するに、関係証拠によれば、本件盗聴行為は神奈川県警察本部警備部 公安第一課所属の警察官らによつてなされた組織的犯行であること、本件盗聴を行 う場所(アジト)として確保された前記マンション「C」〇××号室の賃貸借契約 書の賃借人E名下に同公安第一課所属の警察官で昌彦の実父である被疑者Dの印鑑 が押捺されていること、被疑者Fも同公安第一課所属の警察官であり、同室に出入りしていた形跡のあることなどが認められる。しかしながら、本件のような態様の 盗聴行為が公務員職権濫用罪の構成要件に該当しないことは前叙のとおりであるか ら、被疑者D、同Fと被疑者A、同Bらとの間の共謀の有無など所論指摘の点について検討、判断するまでもなく、論旨は理由がないことに帰する。 以上の次第であるから、本件について、検察官が被疑者らに公務員職権濫用罪の

嫌疑がないことを理由にして被疑者らを不起訴処分にしたことは相当であるとした

原判断は正当であり、本件抗告は理由がない。 よつて、刑訴法四二六条一項後段により、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 岡田光了 裁判官 坂井智 裁判官 生島三則)